

## 平泉町町有財産評価委員会の内容について

開催日時 平成24年3月21日(水) 13:30~15:00

開催場所 役場202会議室

出席委員 岩淵敬吉、千葉庄悦、小野寺キイ子、石川文士良、丸山芳広

協議内容 「町有財産(土地・建物)の貸付価格の見直しについて」

町の固定資産税評価替えに伴い、町が個人及び団体に貸し付けている土地及び建物についての貸付単価の見直し(案)について協議しました。

町全体として、路線価及び区域内状況類似価格が下降しているが、衣関地内など一部でわずかながら上昇がみられます。

このことを考慮し、それぞれ字地番毎に公有財産に関する規則第17条関係別表第3(別紙のとおり)による計算方法で貸付料を算出した金額( )と増減率から貸付単価を算出した金額( )を比較し、 の金額が下がっている場合でも に達しなければ据え置きとしました。

一方、 の金額が上がっている場合は に達していなくても増減率を掛けて貸付単価を決定しました。

土地・建物8件、土地のみ10件、併せて18件について協議しました。

以上

問い合わせ先

総務企画課 0191-46-5578

# 財産貸付料の算定方法について

別紙

## 公有財産に関する規則 別表第3(第17条関係)

普通財産貸付料の算出方法	
1 土地の場合	(適正な時価 × (5 / 100) × 利用係数) + 市町村交付金相当額
2 建物の場合	(適正な時価 × (5 / 100) × 利用係数) + 市町村交付金相当額 + 共済分担金相当額 + 光熱水料等実費額
3 その他の普通財産	財産の種類に応じて土地又は建物の例により算出するものとする。
(注)	貸付料の算式における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
(1)	「市町村交付金」とは、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき市町村に交付される交付金をいう。
(2)	「共済分担金」とは、法第263条の2第1項の規定による全国的な公益法人にその災害共済を委託する場合の共済分担金をいう。
(3)	「光熱水料等実費額」とは、建物の一部を貸付ける場合における電気、採暖及び水道料に係る料金をあん分した額をいう。

## 行政財産使用料条例 別表(第2条関係)

区分	算出方法
基本使用額	適正な時価による財産価格に100分の5を乗じて得た額により算出するものとする。
共済基金分担金相当額	法第263条の2に規定する公益法人に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。
諸経費按分額	電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電話の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額により算出するものとする。